

全高長第 65 号  
平成22年12月16日

社団法人 国立大学協会  
会長 濱田 純一様

全国高等学校長協会  
会長 青山 彰

### 大学等入学者選抜について（要望）

日頃より、大学等進学を目指す高等学校の生徒並びに進学した高等学校卒業生に対して、一方ならぬご支援、ご指導を賜り、誠にありがとうございます。

大学等入学者選抜に関して、全国高等学校長協会として下記の通り要望させていただきます。

については、貴団体所属の各大学等へお伝えいただきたく、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1. 平成27年度大学等入学者選抜試験科目について

現在各高等学校では、平成24年度入学生のための3年間を通した教育課程を編成する作業を行っています。これは、平成23年度早々から当該中学生対象の学校説明会が開催され、その際に3年間の教育課程を提示する必要があるため、今年度中に新たな教育課程を確定する必要があるからです。

先日、大学入試センターより平成27年度以降の大学入試センター試験の内容（案）が発表されましたが、同年度に大学等を受験する生徒は、この平成24年度高等学校入学生になります。

その意味で、新たな教育課程の編成においては、各大学等が平成27年度入試で実施する個別試験の内容が、現在各高等学校で検討中である教育課程編成上の重要な要素の一つとして関わってきます。

このような理由もあり、センター試験科目の発表から時間的余裕が少ない中で申し訳ありませんが、各大学等における個別試験の内容を、できるだけ早期に発表していただきたくお願いいたします。

加えて、科目指定については、高等学校の週30単位時間で履修可能な範囲を踏まえたご配慮、及び、様々な課程からの受験が可能となるようなご配慮をお願いいたします。

## 2. いわゆる「はどめ規定」撤廃下における入学者選抜試験問題について

文部科学省より新たに提示された学習指導要領では、いわゆる「はどめ規定」が撤廃されました。このことにより、高等学校の授業で扱う内容に関して、学校ごとの判断や指導する教員の判断により多少の差異が生ずる可能性が生じています。

この状態で、発展的な領域に属する入学者選抜問題が出題されまると、授業で指導を受けた生徒と指導を受けなかった生徒との間に解答力に差が生ずることが考えられます。解答力の差を縮小するために、上限が定まらない発展的な領域を全て高等学校で指導することは不可能です。

学習指導要領総則には「教科・科目の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないよう」と記載されています。また、受験生に不公平感を抱かせることは絶対に避けなければなりません。

これらのご高配いただき、大学等における入学者選抜問題作成においては、学習指導要領に記載されている範囲を限定的に解釈した出題をお願いいたします。

## 3. 平成24年度アドミッション・オフィス（AO）入試について

平成22年5月21日付で文部科学省より平成23年度大学入学者選抜要項が発表されました。この中には、「アドミッション・オフィス入試で学力検査を課さない場合は、上記1（1）の試験期日によることを要しない」としながらも、「高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する」とあります。また、「アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を平成22年8月1以降とする」と明記されています。

しかしながら、現時点までの選抜実施状況を調査した結果、「アドミッション・オフィス入試へのエントリー」と称する形態での実施が、7月末までの段階でかなりの数の大学等で行われ、エントリー面接の結果通知で「出願許可」を受験生に伝達している等の実態が判明しました。中には調査書の提出を求めたり、エントリー入学と称して、実質的な入学許可を与えている例も見られます。

これらの事実と、願書提出の可否を伝えた後のアドミッション・オフィス入試において受験生の最終合格率がほぼ100%であることを考え合わせた時、実質的に7月以前からアドミッション・オフィス入試が実施されていると判断せざるをえず、上記文部科学省通知に明記されている配慮が受験生に対してなされているかという点に大きな疑問を禁じ得ません。

高等学校関係者は、第3学年在籍の生徒たちに可能な限り落ち着いた環境で学習をさせたいと願っています。この気持ちをお酌み取りいただき、エントリー登録を含めた全てのアドミッション・オフィス入試の願書受付を8月1以降にさせていただくように、改めてお願いいたします。